

平成23年度税制改正による

「金地金（きんじがね）等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」対応について

平成23年度税制改正により、「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」が創設されましたので、概要等についてお知らせいたします。

■ 当行で該当するお取引について

- ◆ 「もみじ純金積立」の一部または全部売却
- ◆ 金地金の売却（当行で買取る金地金は、当行販売分に限らせていただきます。）

■ 「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」の概要

平成24年1月1日以降、お客様が金地金等を売却される場合、その支払対価が200万円を超えるものについて、売却されたお客様の本人確認を行わせていただくとともに、お客様の住所・氏名、支払金額、支払日等を記載した「支払調書」を作成のうえ、税務署へ提出することが義務付けられました。

つきましては、金地金売却の際、上記対応を取らせていただくことについてご了承いただきますようお願い申し上げます。

《ご注意》 当行で買取る金地金は、当行販売分に限らせていただきます。

◎ 《ご参考》 金売却益にかかる税金について

通常、個人のお客様が金を売却して得た利益は、「譲渡所得」となります。譲渡所得には、年間50万円の特別控除がありますので、金の売却益と他の譲渡所得と合算して50万円を超えた金額が課税対象になります。

また、保有期間が5年以内の売却益は「短期譲渡所得」、5年を超える場合の売却益は「長期譲渡所得」となり、課税金額の算出方法が異なります。

- ◆ 短期譲渡所得（購入後5年以内で売却した場合）
課税短期譲渡所得＝売却益－50万円
- ◆ 長期譲渡所得（購入後5年を超えて売却した場合）
課税長期譲渡所得＝（売却益－50万円）÷2

《ご注意》

※譲渡所得は、お客様ご自身で確定申告する必要があります。

もみじ銀行

（平成23年12月作成）